住所　山口県岩国市元町３丁目11番４号
金垂子　昭和44年10月16日生
金純幸　平成８年８月30日生
金善子　平成10年10月22日生
金惟甫　平成12年10月30日生
金京佳　平成18年５月20日生
住所　福岡市東区香椎照葉３丁目３番１－2613号
黄和恵　昭和37年５月19日生
住所　東京都台東区小島１丁目11番３号
文慶子　昭和36年７月10日生
住所　東京都葛飾区青戸８丁目26番６号
梁朱實　昭和26年12月25日生
住所　東京都墨田区緑２丁目10番10－903号
姜隆珠　昭和51年７月30日生
住所　名古屋市名東区つつじが丘601番地３
文世雄　昭和21年５月20日生
住所　名古屋市西区庄内通１丁目58番地３
張龍記　昭和49年７月17日生
住所　名古屋市南区平子１丁目４番２号
李君子　昭和27年２月10日生
住所　名古屋市緑区藤塚３丁目520番地
崔相薫　昭和28年６月28日生
李一美　昭和34年１月13日生
崔智美　平成２年７月２日生
住所　福岡県飯塚市相田309番地１
文和浩　昭和43年５月27日生
住所　福岡市博多区比恵町１番12－801号
元聖浩　昭和52年５月９日生
住所　東京都中野区東中野４丁目５番10－1002号
サンティ・ワンサイ　昭和63年３月22日生
住所　東京都目黒区五本木２丁目６番９号
柳京淑　昭和45年８月23日生
崔怜弥　平成11年８月23日生
崔茉怜　平成12年11月14日生
住所　東京都目黒区五本木２丁目６番９号
柳榮淑　昭和48年10月22日生
住所　神戸市北区星和台７丁目14番地９
禹顕子　昭和51年５月25日生
住所　兵庫県西宮市東山台３丁目33番地25
黄弘美　昭和39年11月８日生
住所　兵庫県西宮市小松北町１丁目８番６－205号
金理沙　昭和62年７月14日生
住所　岐阜市上尻毛八幡101番地１
金紗喜　平成３年９月１日生
住所　福岡市中央区高砂２丁目10番22号
崔愛子　昭和24年１月19日生
住所　東京都豊島区南大塚１丁目10番３号
宋圭男　昭和31年１月16日生
住所　岐阜市今嶺２丁目６番１－402号
于豊　昭和61年２月６日生
住所　奈良県生駒市東生駒１丁目202番地15
安勝弘　昭和41年11月20日生
金一美　昭和41年７月22日生
安百花　平成６年７月29日生
安悠起　平成９年７月８日生
安竜輝　平成12年２月22日生
住所　北海道小樽市奥沢３丁目29番311号
鄭錦実　昭和54年10月１日生
住所　奈良県北葛城郡上牧町友が丘１丁目５番19号
金富夫　昭和21年７月８日生
金美智子　昭和24年４月27日生
金牧　昭和54年11月18日生
金裕史　昭和58年３月７日生
住所　横浜市青葉区あかね台２丁目９番地９
金芳美　昭和43年11月３日生
李和城　平成10年８月11日生
李来美　平成15年５月21日生
住所　川崎市高津区久末1491番地９
李和径　平成８年９月14日生
住所　神奈川県厚木市元町18番19－１号
李桂玲　昭和54年11月26日生
住所　茨城県水戸市見川町2563番地267
朴琪守　昭和53年12月21日生
住所　愛知県半田市西億田町２番地２
李貞淑　昭和20年８月７日生
住所　愛知県豊橋市一色町字天狼31番地１
鄭雅樹　平成４年３月26日生
住所　千葉県浦安市富士見３丁目６番５－103号
徐世奈　平成８年９月６日生
住所　岡山市南区泉田445番地１
朴健男　昭和36年１月20日生
住所　愛媛県喜多郡内子町平岡甲530番地
李勇輝　昭和62年３月14日生
住所　兵庫県西宮市学文殿町１丁目６番18号
徐満　昭和36年３月31日生
住所　兵庫県明石市大蔵八幡町６番14－209号
李泰光　昭和57年11月20日生
住所　兵庫県加東市上滝野609番地５
金壽任　昭和６年12月30日生
李美也子　昭和23年８月22日生
住所　東京都品川区東品川２丁目５番６－1909号
韓丹　昭和56年１月３日生
住所　大阪府東大阪市足代２丁目６番７号
呉智子　昭和46年６月26日生
住所　大阪府八尾市竹渕東１丁目182番地11
許稜子　昭和38年２月15日生
金暢乾　平成３年12月３日生
金実果　平成６年10月７日生
住所　大阪府東大阪市寿町３丁目５番27号
金美貴　平成６年９月15日生

○外務省告示第百五十号

モンゴル国政府は、昭和五十八年三月二十一日にストラスブールで作成された「刑を言い渡された者の移送に関する条約」の加入書を平成二十八年四月七日に欧州評議会事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十八年八月一日にモンゴル国について効力を生ずる。

（平成二十八年四月八日付け欧州評議会事務局通知）

平成二十八年五月九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百五十一号

平成二十八年三月三十一日にハノイで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十八年五月九日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ベトナム社会主義共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とベトナム社会主義共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　五百四十九億八千二百万円（五四、九八二、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、タイビン火力発電所及び送電線建設計画（第四期）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ベトナム社会主義共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、ベトナム社会主義共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、１の了解の範囲内で、なるべく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年一・四パーセントとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後七年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、ベトナムの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されるものである契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ベトナム社会主義共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ベトナム社会主義共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限をも課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してベトナム社会主義共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、ベトナム社会主義共和国の関係法令に従って、作業の遂行のためベトナム社会主義共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。